

相談支援事業の主な内容

○ 総合的な相談支援

- ・ 福祉サービスの利用援助(※)
... 情報提供、相談、アセスメント、ケア計画の作成、サービス調整、
モニタリング、個別ケース会議 等
- ・ 社会資源を活用するための支援 ... 各種支援施策に関する助言・指導等
- ・ 社会生活力を高めるための支援 ... 人間関係、健康管理、金銭管理等
- ・ ピアカウンセリング
- ・ 専門機関の紹介 等

○ 社会資源の改善・開発に向けた調整

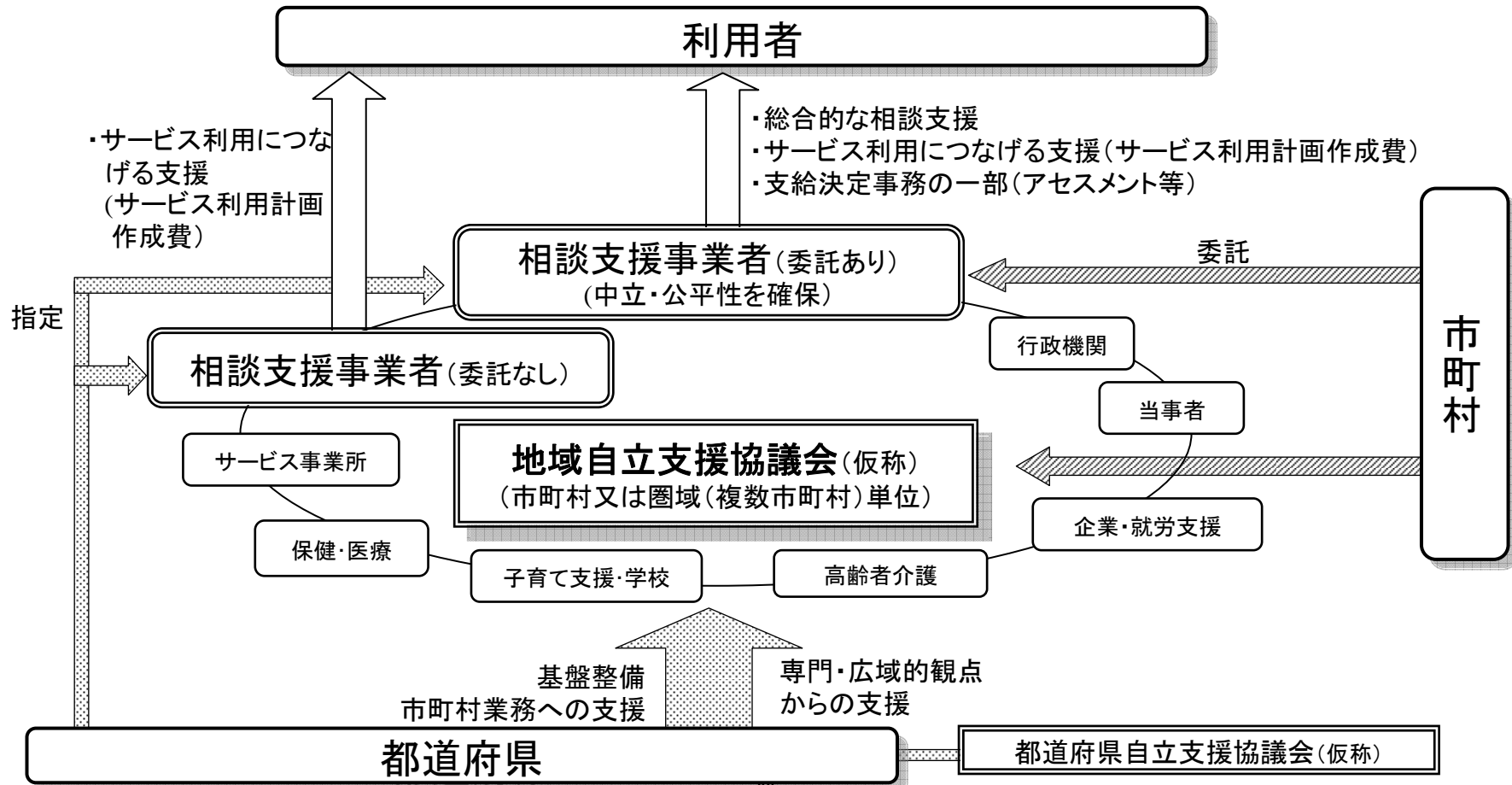
- ・ 地域自立支援協議会(仮称)の運営等

※ 特に、計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者に対して、個別 給
付(サービス利用計画作成費)として、サービス利用につなげる支援を実施。

地域における相談支援体制について

(市町村が相談支援事業者に委託して行う場合)

- 地域において相談支援事業を適切に実施していくため、市町村は「地域自立支援協議会（仮称）」を設置し、次のような機能を確保。実施に当たり、個別ケースの調整会議を開くなど、多様なかたちを想定。
 - ・ 中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等を実施
 - ・ 具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言
 - ・ 地域の関係機関によるネットワークを構築



市町村・都道府県の役割について

I 市町村

一般的な相談支援（3障害に対応）

- ・相談、情報提供・助言、連絡調整 等
- ・地域のネットワークづくり

II 都道府県

1 相談支援に関する基盤整備

- ・圏域内の実態把握、評価、システムづくり
- ・相談支援のスーパーバイズ（アドバイザー派遣）
- ・人材育成
- ・広域的調整 等

2 広域・専門にわたる支援

- 障害や支援の特性にかんがみ、市町村域を超えた広域で行うことが適当な支援
- ・発達障害者支援センター
 - ・就業・生活支援センター
 - ・高次脳機能障害への支援 等

3 市町村が行うべきものであるが、地域の事情により、現段階では、十分確保できない場合における支援

（費用は、都道府県と市町村が分担）

- ・専門的職員（精神保健福祉士等）の配置 ※
 - ・居住サポート
 - ・成年後見制度利用支援
- ※ 地域自立支援協議会(仮称)の運営評価等に基づき実施されることを前提

※ 多様な支援方法を想定(相談支援事業者への委託可)

- ① 市町村が委託する相談支援事業者専門的職員を配置
- ② 県が圏域ごとに委託する相談支援事業者専門的職員を配置